

令和 7 年 第 3 回 新富町農業委員会会議録

(令和 7 年 3 月 2 8 日)

新 富 町 農 業 委 員 会

令和 7 年 第 3 回新富町農業委員会定例会会議録

召集年月日	令和 7 年 3 月 2 8 日 (金)					
召集の場所	新 富 町 役 場					
開閉会日時 及び宣言	開会 令和 7 年 3 月 2 8 日 午後 2 時 0 5 分 議長 閉会 令和 7 年 3 月 2 8 日 午後 2 時 5 4 分 議長					
応召集委員 及び出席並 び欠席委員 凡 例 ○ 出席 × 欠席	議席 番号	氏 名	出 欠	議席 番号	氏 名	出 欠
	1 番	平下 裕敏	○	9 番	長友 保	○
	2 番	前田 章男	○	10 番	猪俣 忠	○
	3 番	山口 弘安	○	11 番	中山 真一	○
	4 番	芳野 京子	○	12 番	仲原 亨	○
	5 番	井崎 誠	○	13 番	倉永 英生	○
	6 番	藤井 貞敏	○	14 番	新惠 浩二	○
	7 番	太田 茂	○	15 番	長友 嘉美	○
	8 番	鬼塚 眞理子	×	16 番	出口 幸一郎	○
会議録署名委員	1 2 番 仲原 亨 委員 1 3 番 倉永英生 委員					
職務のため会議 に出席した者の 職氏名	局 長	宮本 信一	○			
	局長補佐	嶋末 剛	○			
	主幹兼係長	池田 美季	○			
	係長	中谷 静江	○			
会議に付した事件	別紙のとおり					
議 事 日 程	別紙のとおり					
会 議 の 経 過	別紙のとおり					
議 案 写	省 略					
傍 聴 人						

付議した案件

- (1) 農地法第3条の規定による許可申請承認について
- (2) 農地法第4条の規定による許可申請承認について
- (3) 農地法第5条の規定による許可申請承認について
- (4) 農用地利用集積計画の決定について
- (5) 農用地利用集積計等促進計画（案）について
- (6) 農地法の適用を受けない土地の証明について
- (7) 令和7年度最適化活動の目標設定等について

会議の日程

日程第1

会議録署名委員の指名について

日程第2

会期の決定について

日程第3

議案第12号 農地法第3条の規定による許可申請承認について

議案第13号 農地法第4条の規定による許可申請承認について

議案第14号 農地法第5条の規定による許可申請承認について

議案第15号 農用地利用集積計画の決定について

議案第16号 農用地利用集積計等促進計画（案）について

議案第17号 農地法の適用を受けない土地の証明について

議案第18号 令和7年度最適化活動の目標設定等について

議長 ただ今から、令和7年第3回新富町農業委員会定例総会を開会いたします。本日の出席者は農業委員7名、農地利用最適化推進委員8名であります。定足数に達していますので総会は成立しております。

議長 2月定例総会以降における業務報告につきましては、お手元に配布のとおりです。

議長 日程第1 会議録署名委員の指名を行います。
会議録署名委員に12番 仲原 亨委員、13番 倉永英生委員を指名いたします。

議長 日程第2 会期の決定の件を議題といたします。
お諮りします。本定例会の会期は本日1日間としたいと思いますが、異議ありませんか。

(異議なし声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日1日間と決定いたしました。

議長 それでは、議事に入りたいと思います。
日程第3 議案第12号「農地法第3条の規定による許可申請承認について」を議題といたします。

議長 その1について、現地調査の報告を含め事務局に説明を求めます。

事務局 その1についてご説明いたします。
譲受人は■■■■さん、譲渡人は破産管財人■■■■さん、申請地は大字下富田字■■■■の田1,635㎡です。所有権移転の経営規模拡大で10aあたり■■■■円の対価額は■■■円となっております。
次に、現地調査についてご報告いたします。事務局にて現地を確認した結果、綺麗に耕されており、耕作するのに問題のない土地でした。説明は以上です。

議長 担当委員の補足説明はないですか。

長友嘉 ないです。

議長 ただ今、議案第 12 号について説明が終わりましたが質問等はないですか。

議長 質問はないですか。

議長 それでは、質問もないようですので採決いたします。
議案第 12 号について、承認される方の挙手を求めます。

議長 挙手全員ですので、議案第 12 号については申請どおり承認されました。

議長 次に、議案第 13 号「農地法第 4 条の規定による許可申請承認について」及び議案第 14 号「農地法第 5 条の規定による許可申請承認について」については、場所及び申請人が同じですので一括して説明・現地調査報告を行い、個別に採決を行いたいと思いますがよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

議長 異議なしとの声がありましたので、それでは議案第 13 号及び議案第 14 号について事務局に説明を求めます。

事務局 議案第 13 号のその 1 及びその 2 についてご説明いたします。(航空写真で現地を示して説明)

現地調査資料の 1 ページをご覧ください。元々、2 筆で構成された同一敷地を、このように 3 つに分筆した形で、4 条と 5 条で申請されています。4 条の申請人は 2 件とも■■■■さんで、その 1 の申請地は大字新田字■■■■■■■■及び■■■■で、画像の紫色の部分になります。登記地目が畑の合計 551 m²になります。申請内容は倉庫と堆肥舎となっております。2 ページの利用計画図をご確認ください。申請理由は議案書記載のとおりです。

次に、その 2 についてご説明いたします。現地調査資料の 3 ページを

ご覧ください。こちらは、画像のピンク色の部分で、地番が大字新田字■■■■■■■■及び■■■■で、登記地目が畑で合計 150 m²になります。申請内容は一般個人住宅で、住宅の一部が農地に越境している状態になっております。申請理由は議案書記載のとおりです。

位置については、■■■地区集会所から北西に 140m 程進んだ道沿いです。農地区分は第 1 種農地と判断しております。その 1 については用途が農業用施設ということで許可相当と判断いたしました。その 2 については「住宅のその他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」ということで不許可の例外に該当すると判断しております。なお、両案件はすでに整備されており追認事例になります。

次に、議案第 14 号の 1 についてご説明いたします。現地調査資料の 5 ページをご覧ください。譲受人は■■■■さん、譲渡人は■■■■さんで、申請地は大字新田字■■■■■■■■及び■■■■で登記地目が畑で現況が宅地の 2 筆で 329 m²です。場所については、4 条の案件と同じ位置で、画像の黄色の部分になります。6 ページの利用計画図をご確認ください。申請内容は一般個人住宅建築となり永年の使用貸借での申請となります。申請理由は議案書記載のとおりでございます。農地区分は先ほどの説明のとおり第 1 種農地と判断しておりますが、4 条のその 2 と同じ理由により、不許可の例外に該当すると判断しております。説明は以上です。

議長 それでは、担当委員から現地調査の報告をお願いします。

議長 2 番 前田章男委員

前田 2 番前田が 4 条と 5 条を一括して現地調査の報告をしたいと思います。先ほど説明があったとおり既に堆肥置場等や居住されている家があり特に問題ないと思われます。5 条に関しては、近くに排水もありましたし、道路挟んで宅地等もありましたので問題ないと思われます。以上です。

議長 地元委員から何かありますか。

仲原 ないです。

議長 ただ今、議案第 13 号及び議案第 14 号について説明が終わりました

が質問等はないですか。

事務局 補足ですが、家を建てられる■■■さんは■■■さんのお孫さんの旦那さんに当たるという事で使用貸借だということです。

議長 質問はないですか。

議長 それでは、質問もないようですので採決いたします。
議案第 13 号について、承認される方の挙手を求めます。

議長 挙手全員ですので、議案第 13 号については申請どおり承認されました。

議長 次に、議案第 14 号について承認される方の挙手を求めます。
挙手全員ですので、議案第 14 号については申請どおり承認されました。

議長 よって、議案第 13 号及び議案第 14 号は申請どおり県知事に進達する事といたします。

議長 次に、議案第 15 号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。提案理由について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 15 号の提案理由についてご説明いたします。議案第 15 号農用地利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、農用地利用促進計画を決定するために議案として上程するものでございます。以上です。

議長 それでは、議案に入る前に、ここでお諮りいたします。その 1 について関係する委員がいますので、その 1 の審議及び採決を行い、その後、その 2 以降の審議及び採決を行いたいと思いますがよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

議長 それでは、ここでその 1 について関係する委員がおられますので退

席して頂きます。

(■■■■委員 退席)

議長 それでは、その 1 の所有権移転について関係委員の説明を求めます。

5 番 井崎 誠 委員

井崎 5 番井崎が報告いたします。譲渡人は新富町大字日置■■■■■、■■■■■です。譲受人は新富町大字三納代■■■■■の■■■■■さんです。土地は日置東牧■■■■■の 6 筆で合計の 10,931 m²です。売買価格が■■■■■円。引渡時期が令和 7 年 4 月 25 日です。経営規模拡大の為です。10a あたり■■■■■円になりました。山口委員との共同あつせんです。以上です。

議長 ただ今、議案第 15 号のその 1 について説明が終わりましたが質問等はないですか。

議長 質問はないですか。

議長 それでは、質問もないようですので採決いたします。
議案第 15 号のその 1 について承認される方の挙手を求めます。

議長 挙手全員ですので、議案第 15 号その 1 については承認されました。

議長 関係委員には席に戻っていただきます。

(■■■■委員 着席)

議長 次に、その 2 の所有権移転について関係委員の説明を求めます。

16 番 出口幸一郎委員

出口 16 番出口がその 2 について説明します。譲渡人は大字日置■■■■■の■■■■■さん、譲受人が大字三納代■■■■■の■■■■■さんです。農地の所在地が上富田浜崎■■■■■の 3,397 m²です。売買が■■■■■円の 10a あたり■■■■■円です。引渡時期が令

和7年4月15日になります。■■さんはピーマンの生産農家で経営規模拡大という事です。井崎委員との共同あっせんです。

議長 次に、その3からその6については譲受人が同じですので一括して所有権移転について関係委員の説明を求めます。

16番 出口幸一郎委員

出口 16番出口がその3からその6まで説明します。譲受人は施設園芸でピーマンをしている■■■さん。その3の譲渡人は先程と同じく■■■で、申請地は上富田■■■■、■■■の2筆で1,532㎡です。売買価格が■■■■円の10aあたり■■■円で引渡時期が令和7年4月15日になります。その4について説明します。譲渡人は大字日置■■■■■の■■■■■さん。土地は上富田■■■■■の田で売買価格が■■■■円で10aあたり■■■円です。引渡時期は令和7年4月15日になります。続きまして5番について説明いたします。譲渡人が大字日置■■■■■の■■■■■さん、上富田■■■■■の770㎡で売買価格が■■■■円の10aあたり■■■円になります。引渡時期が令和7年4月15日になります。続きまして、その6について説明いたします。譲渡人が大字日置■■■■■の■■■■■さん、上富田■■■■■の田で844㎡です。売買価格が■■■■円の10aあたり■■■円で引渡時期が令和7年4月15日になります。補足ですが、3番のところだけ10aあたり■■■円になっていますが、このうち■■■の方は施設が建っているんですが■■■は田ということでちょっと減額させていただきました。以上です。

議長 次に、その7の所有権移転について関係委員の説明を求めます。

16番 出口幸一郎委員

出口 16番出口が7番について説明いたします。譲渡人は大字日置■■■■■の■■■■■さん。譲受人は大字日置■■■■■の■■■■■さん。申請地は日置■■■■■以下5筆の畑で9,487㎡です。売買価格は■■■円で10aあたり■■■円です。引渡時期が令和7年4月15日になりました。山口委員との共同あっせんです。

議長 次に、その8の所有権移転について関係委員の説明を求めます。

15 番 長友嘉美委員

長友嘉 15 番長友が 8 についてご説明いたします。譲渡人は大字日置■■■■の■■■■さん。譲受人は下富田■■■■の■■■■さんです。農地の所在が下富田■■■■で地目が田で面積が 1,946 m²です。売買価格が■■■■円で 10a あたり■■■■円になります。移転時期が令和 7 年 4 月 25 日です。これは前田委員との共同あっせんになります。

議長 次に、その 9 の所有権移転について関係委員の説明を求めます。

12番 仲原 亨委員

仲原 12 番仲原が説明いたします。譲渡人は■■■■■■■■■■の■■■■■さんです。譲受人は新田■■■■■■■■の■■■■■さんです。所在地は新田■■■■■■■■で地目が畑の 1 筆で 38,902 m²となります。売買価格は■■■■■円、移転時期は令和 7 年 5 月 8 日となります。経営規模拡大です。本件は平下会長との共同あっせんです。以上です。

議長 次に、その 10 の所有権移転について関係委員の説明を求めます。

13 番 倉永英生委員

倉永 13 番倉永が申請番号 10 番について説明いたします。譲渡人が新富町大字上富田■■■■の■■■■さん。譲受人が新富町大字上富田■■■■■■■■の■■■■さん。農地の所在地が上富田■■■■■■■■■■です。現況は田で面積については 1,004 m²です。売買価格については■■■■円、10a あたりが■■■円となっています。引渡が令和 7 年 4 月 23 日となります。太田委員との共同あっせんです。

議長 次に、その 11 の所有権移転について関係委員の説明を求めます。

14 番 新惠浩二委員

新惠 14 番新恵が申請番号 11 番の説明をいたします。譲渡人が児湯郡新富町大字新田■■■■の■■■■さん。譲受人が新富町大字新田■■■■■■■■■■の■■■■さん。所在が新田■■■■■■■■以下 6 筆で、40,716 m²です。売買価格が■■■■■■円。移転時期が令和 7 年の 4 月

21 日、10a あたり ■■■ 円で経営規模拡大です。鬼塚委員との共同あつせんです。以上です。

議長 ただ今、議案第 15 号その 2 からその 11 について説明が終わりましたが質問等はないですか。

議長 質問はないですか。

議長 それでは、質問もないようですので採決いたします。
議案第 15 号その 2 からその 11 について承認される方の挙手を求めます。

議長 挙手全員ですので、議案第 15 号その 2 からその 11 については承認されました。

議長 次に、議案第 16 号「農用地利用集積等促進計画（案）について」を議題といたします。提案理由について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 16 号の提案理由についてご説明いたします。議案第 16 号農用地利用集積等促進計画（案）につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画を定めるべきことを農地中間管理機構に対して要請するために議案として上程するものです。以上です。

議長 それでは、その 1 からその 85 まで一括して事務局に説明を求めます。

事務局 議案第 16 号についてご説明いたします。
農地中間管理事業の新田西案件、その他の地区及び個別案件で、賃貸借が 67 件、使用貸借 18 件の計 85 件になります。なお、借り手予定者につきましては、59 ページから 61 ページの様式第 7 号の農地利利用集積等促進計画（案）をご確認ください。以上、説明といたします。

議長 ただ今、議案第 16 号について説明が終わりましたが質問等はないですか。

議長 質問はないですか。

議長 それでは、質問もないようですので採決いたします。
議案第 16 号について承認される方の挙手を求めます。

議長 挙手全員ですので、議案第 16 号については承認されました。

議長 つぎに、議案第17号「農地法の適用を受けない土地の証明について」を議題といたします。

議長 それでは、その１について事務局に説明を求めます。

事務局 それでは、その 1 についてご説明申し上げます。非農地現地調査資料の 1 ページをご確認ください。申請人は宮崎市阿波岐原町■■■■■■■■■■、■■■■■■さんで、申請地は大字上富田字■■■■■■■■■■の 4 筆になっております。■■■■■■から西へ 300m ほど進んだ土地になります。(航空写真で現地を示して説明) 登記地目が畑の 1,737 m²で現況は山林になっております。申請理由は議案書に記載のとおりです。説明は以上です。

議長 それでは、現地調査の報告をお願いします。

11 番 中山真一委員

中山 11 番が申請番号 1 番について説明を申し上げたいと思います。只今、事務局の方から説明があったとおり、文化会館から真っ直ぐ上がって行って新田原の方に左折して行ったところに■■■■■とか■■■■■■■■■がありました敷地の奥の方です。昔は畑と書いてありますけれど植林されて杉がかなり大きくなっていて雑木とかもかなり増えていましてとても現況復帰できないという形で、皆さんで判断いたしました。以上です。

議長 担当委員から補足説明はないですか。

倉永 ないです。

議長 次に、遊休農地調査に基づく非農地判断の案件です。その2からその

7について事務局に説明を求めます。

事務局 それではご説明いたします。昨年の8月19日から22日にかけて委員の皆さんのご協力をいただきまして農地パトロールを行いました。その中で非農地判定となりうる農地につきましても、それぞれの担当班の方で確認して頂きましたので承認をお願いしたいと思っております。

今回、非農地判断を承認していただくのは、それらの中でも復元の可能性が低い物を選定しております。議案書54～55ページの2番～7番に挙げております、畑2筆2,360㎡、田4筆4,696㎡の計6筆で全体で7,056㎡となります。

なお、判定の基準といたしましては、対象地が森林の様相を呈しているなど、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難であり、また、その土地の周囲の状況からみて、農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる土地を非農地判断の基準としております。（航空写真で現地と現状の写真を示して説明）以上、説明を終わります。

議長 ただいま、議案第17号について説明が終わりましたが質問等はないですか。

井崎 この日置浜田のところは、一ツ瀬は来てないですか？

事務局 確認させてください。

井崎 昔、30年ぐらい前自分がハウスを作っていた時は人が作っていたから水が来ていたはずだから、一ツ瀬で来ていたはずだから。お願いします。

事務局 わかりました。

議長 他に質問はないですか。

議長 それでは、質問もないようですので採決いたします。
議案第17号について、承認される方の挙手を求めます。

議長 挙手全員ですので、議案第17号については承認されました。

したがいまして、非農地通知書を関係各所に送付いたします。

議長 つぎに、議案第18号「令和7年度最適化活動の目標設定等について」を議題といたします。

議長 議案の内容について事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、議案第18号についてご説明いたします。

農業委員会による最適化活動の推進等について（ガイドライン）に基づき、毎年、最適化活動の目標を定めることとされております。現時点で、暫定の部分もございますが、別案のとおり作成しております。内容について特に問題なければ、この内容で農業会議に報告いたしまして、その後、県の確認を経て公表する流れになっております。

それでは内容についてご説明します。56 ページの内容は、委員会と町内の農家・農地等の基本情報を載せています。こちらは、また後日、県から最新の数値が来てから修正いたしますので、今回は令和6年度と同じ数値を載せています。

続きまして57 ページをご覧ください。こちらが農地集積と遊休農地に関する事項になります。まず、農地集積についてですが、1の（1）の①の現状及び課題については、現時点で担当の産業振興課の報告が済んでいませんので、昨年度と同様の数値を入れておりますが、担当からは本年度も大きく数値は変わらない旨の説明を受けています。②が①の数値を基に、県及び新富町の構想で定めます集積率目標の80%から逆算して出した目標面積になっております。

続きまして、（2）の遊休農地の解消のところでございます。こちらは8月の農地パトロールの内容を基に、面積を反映したものになります。昨年から、面積が5haほど増えており、管理状態の悪化による区分の引き上げや新規発生によるもので増加したていると思われます。なお、こちらの面積の数値も県への遊休農地報告で最終的な数値が出ますので、公開の際に修正させていただきます。②の目標のところですが、アの項目については過去の調査内容に基づくものなので、こちらの数値は変更ありません。イが解消目標になりますが、こちらは1haとさせていただきます。

続きまして、58 ページをご覧ください。（3）①の新規参入の項目は令和6年度までの実績を載せています。課題については、本年度に策定しました地域計画の内容を踏まえ、耕作者確保等について触れており

ます。(3) ②につきましては、令和6年度の総会で審議した、基盤法・中間管理・3条の総面積を記載しております。目標値は、平均値から割り出した数値になります。

最後に、2の最適化活動の活動目標のところです。(1) 推進委員等が最適化活動を行う日数目標については、本年度実績を考慮し、7年度も8日に据え置いています。(2) 活動強化月間の設定目標については、農地パトロール等の遊休農地対策に合わせた活動目標を載せています。まだ、こちらがうまく対策とリンクした取り組みを打ち出せていないので、今年度も引き続き内容について検討して参りたいと思っております。(3) 新規参入相談会への参加目標については、県主催の新規就農者相談会への参加目標を記載しております。説明については以上です。

議長 ただ今、事務局からの説明が終わりましたがご意見等はないですか。

議長 ご質問とかご意見とかとかはないですか。

議長 それでは、意見もないようですので採決します。
議案第18号について承認される方の挙手を求めます。

議長 挙手全員ですので、議案第18号については承認されました。
したがって、町ホームページにて公表することといたします。

議長 以上で、令和7年3月28日開会の第3回新富町農業委員会定例総会に付議されました案件は、全て審議終了いたしました。これをもって閉会いたします。ありがとうございました。

令和7年 月 日

会 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____